

## 平成27年度国費外国人留学生(研究留学生)募集要項(国内採用)

文部科学省は、国内採用による国費外国人留学生(研究留学生)を下記により募集する。

記

### 1 応募者資格及び条件

- (1) 対象：申請時に法政大学大学院私費外国人留学生(※1)として在籍(※2)し、平成27年4月1日現在において、我が国の大学院の修士課程、専門職学位課程又は博士課程(※3)に正規生(※4)として進学する者及び在学する(見込み)者で、**学業成績が特に優秀な者(学業成績係数により2.5ポイント以上のこと)**。
- (2) 国籍：平成27年4月1日現在、日本政府と国交のある国の国籍を有する者。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とならない。
- (3) 年齢：昭和55年(1980年)4月2日以降に出生した者。
- (4) 健康：心身ともに大学における学業に支障がないこと。
- (5) その他：次に掲げる者は、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
  - ① 過去に国費外国人留学生であった者で、その奨学金支給期間終了後3年間を経過していない者。(ただし、日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム生であった者は、3年以内であっても応募対象者とする)
  - ② 他の奨学金等を支給される者。(研究費として使途を限定するものを除く。)
  - ③ 標準修業年限内での修了が不可能である者。(休学者を除く。)

(※1) 「私費外国人留学生」とは、日本の大学等において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生(出入国管理及び難民認定法別表第一に定める在留資格「留学」を有するものに限る。)で、日本政府(文部科学省)から国費外国人留学生として奨学金を受けていない者及び外国政府の派遣する留学生以外の者を言う。

(※2) 研究生等の身分で非正規課程に在籍する私費外国人留学生を含む。

(※3) 博士課程が前期2年と後期3年の課程に区分されている場合は、前期2年の課程は、修士課程として取扱う。

(※4) 「正規生」には、研究生、研修生、専攻生、科目等履修生及び聴講生等含まない。

### 2 採用予定人数

**法政からの推薦数は1名**

※学内推薦を受けたとしても、必ずしも文科省から採択されるとは限りません。

### 3 奨学金等

- (1) 奨学金：月額単価は144,000円(修士課程)、145,000円(博士課程)(特定の地域において修学・研究する者に対し、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算。なお、予算の状況により各年度で金額が変更となる場合がある。)を支給する。ただし、大学を休学または長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

次の場合には奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を支給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請事項に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学省への誓約事項に違反したとき。

- ③大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
- ④学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑤入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑥他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
- ⑦採用後、定められた奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

(2) 授業料：大学における授業料は原則として日本政府(文部科学省)が負担する。

(3) 帰国旅費：奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、成田国際空港、または所属大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場合の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

(4) 奨学金支給期間：平成27年4月から当該大学院正規課程修了までに要する定められた期間で、文部科学省が必要と認めた期間。（ただし、5年一貫制の大学院にあつては、前期課程及び後期課程に区分して取扱う）

※ 大学院の修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程修了後、大学院の博士課程又は博士課程後期に進学する者は、所定の選考を経て、奨学金支給期間の延長を認められる場合がある。

#### 4 提出書類等

(1) ファイルのもの

##### ① 申請書ファイルA 01シート (Excelファイル)

- ・奨学金留学生申請書
- ・推薦調書の一部

※「推薦調書」は「語学能力」「面接結果」「総合評価」「寸評」以外を入力ください。

##### ② 申請書ファイルB (研究計画書・Wordファイル)

(2) 紙のもの

① 在学証明書(平成27年3月までの在籍課程、身分を証明したもの)

② 成績証明書(大学の学部及び大学院の全学年に係るもの。母国の大学を含む)

③ 在留資格関係書類(在留カード、旅券の在留資格確認箇所のコピー。最新のもの)

(3) ファイルの入手方法

件名を「国費留学生フォーマット希望」として、次のアドレスに電子メールで請求のこと。

[hgs@adm.hosei.ac.jp](mailto:hgs@adm.hosei.ac.jp)

本文に明記

- ①氏名 ②学生証番号
- ③研究科・専攻名 ④課程 ⑤学年

#### 5 提出方法

(1) ファイルのもの

件名を「国費留学生提出」として、次のアドレスにファイル添付で提出のこと。

[hgs@adm.hosei.ac.jp](mailto:hgs@adm.hosei.ac.jp)

本文に明記

- ①氏名 ②学生証番号
- ③研究科・専攻名 ④課程 ⑤学年

(2) 紙のもの

各研究科窓口へ 取扱時間内に提出のこと。

## 6 提出締切日時

**2014年11月26日(水) 13:00(厳守)**

## 7 面接について

推薦者に決まった場合には、指導教員との面接があります。

## 8 学業成績係数について

候補者の基準は、直近2年間の学業成績係数が2.50以上であることです。

学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生や日本語学校などの成績を含めません。また、学業成績係数は学年毎で算出し、年度途中の場合はその成績を含めない。ただし、セメスター制度を採用しており、前期の成績が判明している場合は、その成績が判明している直近2年間(例:2013年前期~2011年後期)の係数を算出します。半期と年間が混ざる場合は、2.5年間もありえます。

係数の算出ができない場合は、理由及び2.50以上相当と判断した根拠を書面で添付すること。

なお、複数の大学等の成績により算出する場合は、算出基準を合わせること。

### 〔学業成績係数の算出方法〕

下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区分	成績評価				
		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点~
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

{ (「評価ポイント3の単位数」×3) + (「評価ポイント2の単位数」×2) + (「評価ポイント1の単位数」×1) + (「評価ポイント0の単位数」×0) } ÷ 総登録単位数

※上表にない評価「認定」、「合格」などは対象としないこと。

※法政大学のGPAとは計算式が異なります。上記の計算式により計算して下さい。

以上